

## 令和3年 第5回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月28日(火) 午後7時00分(協議会終了後)

2. 場 所 美浜町役場 議会会議室

3. 出席委員(11名)

|        |     |    |    |
|--------|-----|----|----|
| 委員     | 1番  | 松下 | 勝美 |
| 委員     | 2番  | 山本 | 和美 |
| 委員     | 3番  | 大野 | 克弥 |
| 委員     | 4番  | 軍場 | 康代 |
| 委員     | 5番  | 藤本 | 悟  |
| 委員     | 6番  | 山本 | 光雄 |
| 委員     | 7番  | 山本 | 文昭 |
| 委員     | 8番  | 浅妻 | 孝彦 |
| 委員     | 9番  | 馬野 | 弥裕 |
| 会長職務代理 | 10番 | 山口 | 哲男 |
| 会長     | 11番 | 中村 | 博昭 |

4. 議事日程

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について                |
| 日程第 2 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 日程第 3 | 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第3号 農用地利用集積計画について           |

5. 美浜町農業委員会事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 渡辺 強  |
| 次長   | 山本 知也 |
| 書記   | 浅妻 真記 |

6. 会議内容

### 【開会宣言】

事務局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。  
それではただ今から令和3年第5回の農業委員会総会を開催させていただきます。

過半数以上の出席をいただきましたので、美浜町農業委員会総会会議規則第8条の規定により、  
本総会が成立いたしましたことをここにご報告させていただきます。

それでは、中村会長よりご挨拶をいただきます。

中村会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。それでは、美浜町農業委員会総会会議規則第7条の規定により、会長

は総会の議長となるとなっておりますので、ここからの会議進行につきまして中村会長よろしくお願いたします。

議長

それでは会議を始めます。日程第1 会議録署名委員の指名について、慣例に従いまして私から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、私から指名をさせていただきます。  
3番 大野委員、4番 軍場委員ご両名よろしくお願いたします。

それでは日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。その1、その2について事務局の説明をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

(その1) 譲渡人：美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■  
申請地：■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 地目：田 地積：1, 167 m<sup>2</sup>  
譲受人：美浜町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■

(その2) 譲渡人：■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■  
申請地：■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 地目：田 地積：436 m<sup>2</sup>  
譲受人：美浜町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■

経営面積：3, 594 m<sup>2</sup>  
調査担当委員は大野委員です。

その1、その2について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その1、その2について、譲受人が同じでありますのでまとめて説明させていただきます。

まずその1についてですが、譲渡人は、美浜町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳 職業 ■■■■■■の方です。

申請地は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は1, 167 m<sup>2</sup>となっています。

譲受人は、美浜町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳 ■■の方です。

資料No.1-1の付近図及び写真資料をご覧ください。申請地は町道■■■■■■■■■■線沿いの■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■に位置する農地で■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■に挟まれた農地です。

次にその2についてですが、譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳 ■■の方です。

申請地は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は436 m<sup>2</sup>となっています。

譲受人は、美浜町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳 ■■の方です。

資料No.1-2の付近図及び写真資料をご覧ください。申請地は町道■■■■■■■■■■線沿いに位置する農地です。

農地取得後の■■■さんの家族経営面積は3, 594 m<sup>2</sup>となりますので、農地法第3条の許可を受ける際の下限面積(3,000 m<sup>2</sup>)、経営すべき面積は満たしております。営農についてはいちじく・米を作付けする計画であり、農作業の従事状況においても、夫婦で30年以上の農作業経験があり、家族3人で農作業を一緒に行うとしており、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。農機具

調査担当委員は大野委員です。以上です。

事務局の説明が終わりました。その１、その２について調査担当委員の大野委員、補足説明がありましたらお願いします。

ありがとうございました。その１、その２について事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。

申請地：■■■■■■■■■■ 地目：田 地積：89m<sup>2</sup>

議受人：美浜町■■■■■■ ■■■■ ■■■■■■■■■■  
調査担当委員は、軍場委員です。

令和2年6月15日設立です。

事務局長

農業人材育成拠点施設の指定管理をお願いしている業者さんです。先程、■■■さんがおっしゃられていました観光農園、いちご農園の維持管理も併せてお願いしています。

桃井委員（最適化委員）

現在は、どこかで耕作されていますか。

事務局長

耕作はまだされていないです。現在は、観光農園の方で作業をされています。

議長

他にございませんか。

（なし）

他にご意見等はないようですので、その3について採決をしたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その3については、原案の通り本委員会が許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号その3については原案の通り許可することにいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

（その4）譲渡人：美浜町■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

|                |      |                             |
|----------------|------|-----------------------------|
| 申請地：■■■■■■■■■■ | 地目：田 | 地積：1 1 0 m <sup>2</sup>     |
| ■■■■■■■■■■     | 地目：田 | 地積：3 6 6 m <sup>2</sup>     |
| ■■■■■■■■■■     | 地目：田 | 地積：3 6 0 m <sup>2</sup>     |
| ■■■■■■■■■■     | 地目：田 | 地積：3 8 3 m <sup>2</sup>     |
| ■■■■■■■■■■     | 地目：田 | 地積：2 9 4 m <sup>2</sup>     |
| ■■■■■■■■■■     | 地目：田 | 地積：3 5 0 m <sup>2</sup>     |
| ■■■■■■■■■■     | 地目：田 | 地積：2 3 4 m <sup>2</sup>     |
|                |      | 地積：2, 0 9 7 計m <sup>2</sup> |

譲受人：美浜町■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

調査担当委員は、山本光雄委員です。

それでは、その4について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請その4について説明させていただきます。

譲渡人は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■さん ■■■歳 ■■■の方です。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は1 1 0 m<sup>2</sup>、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は3 6 6 m<sup>2</sup>、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は3 6 0 m<sup>2</sup>、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は3 8 3 m<sup>2</sup>、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は2 9 4 m<sup>2</sup>、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は3 5 0 m<sup>2</sup>、■■■■■■■■■■ 地目は田、地積は2 3 4 m<sup>2</sup> 計2, 0 9 7 m<sup>2</sup>となっています。

資料No.1－4①②の付図及び写真資料をご覧ください。申請地は県道■■■線沿いの農地1筆及び■■水路と■■水路の間の農地2筆、国道■■■線■■■■下の■■里道と■■里道の間の農地となっています。農地取得後の経営面積は305,880㎡です。営農については、果樹（レモン）を作付け予定であり、農作業の従事状況においても、■■さんの農作業歴は41年、常時雇用している労働力は6人（農作業経験6年～35年）、臨時雇用は年間のべ3人（農作業経験は2年）と、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。その他の農地法3条の許可要件である自宅から農地までの距離等にも問題はありません。

議長

山本光雄委員

議長

(なし)

(異議なし)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請

調査担当委員は大野委員です。

すみません。補足なのですが、この2枚の農地を使って、許可をいただくことができれば、10月11月くらいにここの農地の嵩上げをして、その後新規就農者がここでキュウリを植えたい

現状地は、合併による■■■の増加に伴い、駐車場の確保が難しいため、新たに乗用車約１０台分及び■■■用バスの駐車場の敷地を確保するものです。

資料No.1－7の付近図と写真資料をご覧ください。

用排水計画につきましては、駐車場整備のため、取水排水は計画しておらず、雨水は自然流下させ、用水路に流す計画となっています。北側は水路を挟み■■■敷地、南側は同一所有者の田、西側は水路を挟み町道■■■■線、東側は便宜上の道となっています。申請地は一団の農地の縁辺部に位置し、周辺は休耕田となっていることから、周辺農用地の効率的かつ総合的な土地利用に支障は生じるものではありません。現在県に進達し縦覧期間中であり、今年中に農振除外の許可がおりることになります。農地法第5条の検討事項の確認としまして、農地の種別につきましては、第1種農地の許可要件の例外規定にあたる「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可要件を満たすこととなります。一般基準につきましても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画等はすべて満たしております。

現地調査は山本文昭委員、山本光雄委員で行っております。地区担当委員は山本文昭委員です。以上です。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。議案第2号について調査担当委員の山本文昭委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本文昭委員

事務局の説明通りで、周りに田んぼもあるのですが、ほぼ耕作放棄地に近い状態ですので問題は無いかと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

特段ないようでございますので、採決をしたいと思います。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第2号は原案の通り、本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達することに決定いたします。

続きまして、日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農用地利用集積計画総括表

1 農用地利用集積計画 令和3年11月1日始期分

|        |     |         |     |    |     |
|--------|-----|---------|-----|----|-----|
| (1) 筆数 | 再設定 | 3年～5年   | 9筆  | 合計 | 28筆 |
|        |     | 6年～9年   | 12筆 |    |     |
|        |     | 10年～30年 | 7筆  |    |     |
| 合 計    |     | 3年～5年   | 9筆  |    |     |
|        |     | 6年～9年   | 12筆 |    |     |

## (2) 利用権設定面積

|     |     |           |                       |                          |
|-----|-----|-----------|-----------------------|--------------------------|
|     | 再設定 | 3 年～5 年   | 13,772 m <sup>2</sup> |                          |
|     |     | 6 年～9 年   | 27,182 m <sup>2</sup> |                          |
|     |     | 10 年～30 年 | 3,598 m <sup>2</sup>  | 合計 44,552 m <sup>2</sup> |
| 合 計 |     | 3 年～5 年   | 13,772 m <sup>2</sup> |                          |
|     |     | 6 年～9 年   | 27,182 m <sup>2</sup> |                          |
|     |     | 10 年～30 年 | 3,598 m <sup>2</sup>  | 合計 44,552 m <sup>2</sup> |

議案内容について事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第 3 号 農用地利用集積計画について説明させていただきます。

今回、令和 3 年 1 1 月 1 日始期となる利用権の設定について、農用地利用計画総括表をご覧ください。今回の利用権設定は、再設定で、3 年～5 年が 9 筆、6 年～9 年が 1 2 筆、1 0 年～3 0 年  
が 7 筆、設定面積は 4 4, 5 5 2 m<sup>2</sup>となります。こちらの内容については 2 ページ目の「農用地利  
用集積計画一覧表(令和 3 年 1 1 月 1 日 始期分)」が各筆の明細となっております。農業経営基盤  
強化促進法の第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に、参考資料として資料 No. 2 の利用権設定状況をご覧ください。

令和 3 年 8 月 1 日公告時点では利用権設定面積が 4 1 5 万 3, 8 8 0. 2 6 m<sup>2</sup>です。今回、1 0 月  
末に期間満了分の再設定面積 4 4, 5 5 2 m<sup>2</sup>を加え、再設定できなかった面積 2 1, 7 7 4 m<sup>2</sup>を引  
き、中途解約面積 5, 9 3 9 m<sup>2</sup>を引き、令和 3 年 1 1 月 1 日時点の利用権設定面積が 4 1 2 万 6,  
1 6 7. 2 6 m<sup>2</sup>となり、利用権設定率は、前回の 4 9. 8 %から 0. 3 %減の 4 9. 5 %となりま  
す。なお、今回再設定できなかった面積につきましては、今後中間管理事業を利用しての利用権設  
定に切り替える予定をしているものと自作する農地、中途解約につきましては、今回の 3 条申請に  
伴い合意解約を行ったところとなっています。以上です。

## 議長

事務局の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

特段ないようでございますので、採決をしたいと思います。

議案第 3 号 農用地利用集積計画について、原案の通り本委員会が適当であると承認することに  
ご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第 3 号については原案の通り決定いた  
します。

以上で本日の議事は終了いたしました。これで農業委員会総会を終了します。

【閉会】午後 9 時 3 0 分

令和 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議事録署名人

3番

4番